

協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成16年3月9日

阿蘇中部3町村合併協議会会長 河崎 敦 夫

協議第7号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）

（継続）

- （1）新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。
- （2）部落有林等（純部落有林を除く。）については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。
- （3）行政財産については、新市に引き継ぐものとする。
普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第15号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

- （1）農業委員会の設置について
新市に1つの農業委員会を設置する。
- （2）農業委員会の選挙による委員の定数について
新市における選挙による委員の定数は30名とする。
- （3）農業委員会の選挙による委員の任期について
案1：3町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
案2：3町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(4) 選挙区の設置について

特例期間終了後は、次の区域による選挙区を設置して選挙を行う。
選挙区ごとの定数は次のとおりとする。

一の宮選挙区 9名

黒川選挙区 6名、内牧選挙区 3名、山田選挙区 3名、永水尾ヶ石選挙区 5名

波野選挙区 4名

平成 年 月 日確認

協議第17号 新市建設計画について

新市建設計画は、別添「阿蘇市建設計画」に定めるとおりとする。

平成 年 月 日確認